

# 仕 様 書

## 1 委託名称

令和5年執行統一地方選挙にかかる選挙公報配布委託（港北区）

## 2 委託内容

統一地方選挙の選挙公報を、港北区選挙管理委員会が指定する区域内の各世帯へ配布します。

## 3 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和5年4月28日（金）まで

**各世帯への配布については、原則として梱包受領後6日以内とします。**

なお、配布する選挙公報については、告示日以降に印刷が完了次第の納品となります。

※公職選挙法 抜粋（選挙公報の配布）

第170条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、**選挙期日の前二日までに**、配布するものとする。

※告示日または選挙期日に変更された場合は、併せて上記期間も変更となります。

## 4 注意事項

選挙公報は、選挙執行上大変重要なものであり、配布漏れや配布遅滞が発生した場合は選挙無効の原因ともなります。配布業務にあたっては、**計画的な配布や、配布済みの箇所を把握する措置**を行うことなどにより、配布漏れ・遅滞のないようにしてください。また、他区との境界付近の配布にあたっては特に注意をするなど、万全を期してください。

「無投票選挙」になった場合、業者委託はなくなることもございます。

### (1) 配布期限

当委託における選挙公報の配布は、港北区選挙管理委員会が指定する区域（一覧を用意します）内の**各世帯へ梱包受領後6日以内までに行うこととします。**

なお、告示日以降は期日前投票も始まるため、選挙公報が配送され次第、遅滞なく各世帯へ配布してください。配布の必要が生じた場合（未配布世帯の判明も含む）には、即時配布が可能な体制をお願いします。また、履行期間内に港北区選挙管理委員会からの配布指示があった場合も同様に、配布をお願いします。

(2) 連絡体制

告示日以降は、土日祝日も含めて港北区選挙管理委員会と相互に連絡が取れる体制を作ってください。また、契約決定後は配布担当責任者、次席責任者の氏名、電話番号・携帯電話番号などを速やかにご連絡ください。

(3) 即時配布対応

履行期間内に港北区選挙管理委員会から未配布等の通報があった場合には、速やかに配布を行ってください。

(4) 選挙管理委員会への報告

当該選挙に係る選挙公報の配布状況を、次のとおり港北区選挙管理委員会へ報告してください。

ア 各配布担当者の配布状況報告

各配布担当者の配布状況について、「4 注意事項」のとおり、配布済みの箇所を把握しつつ配布するなどの措置を行い、港北区選挙管理委員会より個別に配布状況の確認を求められた場合、速やかに報告してください。

なお、配布完了後に、配布担当者（配布地域）ごとの配布完了日時を書面で提出してください。

イ 最終報告

(ア) 報告期限 まとまり次第、速やかに提出してください

(イ) 報告様式 選挙公報配布状況報告書（最終報告）

地域ごとの配布完了日、世帯数を記入すること

ウ 進捗管理等

配付の際に用いた地図等は提出を求める場合があります。また、履行期間中は選挙終了後であっても提出を求める場合があることにご留意ください。

(5) 選挙公報の受領、配布、取扱方法

選挙公報の受領、配布、取扱方法については、契約決定後速やかに港北区選挙管理委員会と、次のア～オについての確認を行ってください。

ア 受領梱包について（予定）

<今回想定の梱包荷姿>

市議会議員選挙	県議会議員選挙	県知事選挙
ブランケット版(2~4頁)	タブロイド版(2~4頁)	ブランケット版(2~4頁)
1 梱包あたり 1,000 部	1 梱包あたり 2,000 部	1 梱包あたり 1,000 部
50 部×20 こま	400 部×5 こま	50 部×20 こま

イ 配布前の仕分けについて

上記の各選挙公報 1 部ずつを 1 セットに組み、1 世帯につき 1 セット配布します。  
(区名が記載されている市議会議員選挙を 1 番上にしてセットしてください。)

ウ 各世帯への配布について

**(ア) 他のチラシとの折り込みは厳禁とします。**

- (イ) 原則として、各世帯の郵便受けに配布します。また、当該地域の地図を用いて配付個所をチェックします。
- (ロ) 各世帯の住宅に郵便受けがない場合は、ドアの隙間等、投函できるところから配布します。
- (ハ) マンションなどの集合住宅の 1 階に集合ポストがある場合は、その場所への配布も可とします。ただし、当該集合住宅の管理人や区選管からの配布場所の指示がある場合には、その指示に従ってください。
- (ニ) マンション等の集合住宅に、集合ポストや個別の郵便受けがない場合は、ドアの隙間など投函できるところから配布します。
- (ホ) 港北区選挙管理委員会から、各世帯配布用に届け先の氏名・住所・電話番号等の個人情報を紙媒体、電子媒体等にかかわらず受領した場合は、使用后速やかに返却してください。

エ 選挙公報の取扱について

ボールペンや鉛筆等、その他一切の筆記用具でチェックをつけたり書き込みをするなどの記載は不可とします。また、配布までの選挙公報の取扱については万全を期することとし、汚損・破損のあるものについては配布しないでください。

オ その他

選挙公報の受領、配布、取扱方法について上記のア～エ以外の事項については港北区選挙管理委員会と協議し、その指示に従ってください。

また、配送リスト（配布担当者の住所・氏名・電話番号等）を提出してください。提出期日は別途指示します。

5 配布予定世帯数

横浜市港北区内の地域、56,000 世帯（概数）

6 配送における注意事項

選挙公報の印刷終了後に配送リストに基づき、選挙公報を配送または現地引渡しにてお渡しします。配送または現地引渡しにおいては以下の（１）～（３）にご留意ください。

- (1) 納品先が横浜市の近隣以外の倉庫になる場合、原則として、港北区選挙管理委員会が指定する倉庫まで選挙公報を引取りにきてください。
- (2) 倉庫での選挙公報の引取りを希望する場合は、港北区選挙管理委員会に申し出てください。また、引渡しの際には配送部数全数を１度に引き渡すため、引取りに用いる車両は積荷の紛失や荷崩れ、落下防止のため荷台に屋根がついているものを用意してください。なお、引渡しの時間帯は港北区選挙管理委員会よりお知らせします。
- (3) 引取り部数は確実にご確認ください。また、複数車両での引取りをする際には、各車両への集積部数等の指示を出せる者が必ず引取りに立ち会ってください。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、港北区選挙管理委員会と事前に協議し、その指示に従ってください。
- (2) この仕様書に記載されている日程は、統一地方選挙が次の日程で執行されることを想定しています。選挙期日の変更や告示日の変更等により以下の日程および日数と異なる場合は、委託者の指示に従い、委託者と受託者の協議のうえ対応することとします。

ア 選挙期日：令和５年４月９日（日）

イ 告示日：令和５年３月３１日（金）

スケジュール	3/31（金）	告示日 順次、印刷開始
	4/1（土）	県・市・区合同引渡し 希望があれば選管指定の倉庫での引渡しが可能 引き渡し後、順次、市内倉庫に運び込み仕分け・梱包開始
	4/2（日）	配布団体へ配送開始
	4/7（金）	法令で定める配布期限

令和4年10月31日現在の  
推計世帯数を参考

## 選挙公報配布一覧委託地域分

番号	町丁名	世帯数
1	菊名一丁目	475
2	菊名三丁目	1,520
3	篠原東三丁目	1,068
4	富士塚一丁目	960
5	富士塚二丁目	1,412
6	小机町	6,245
7	大豆戸町	7,242
8	師岡町	4,852
9	新羽町	6,345
10	大曽根一丁目	1,218
11	大曽根台	1,354
12	樽町一丁目	2,169
13	樽町二丁目	2,544
14	綱島西二丁目	2,401
15	綱島西三丁目	1,239
16	綱島西四丁目	1,579
17	新吉田町	2,128
18	高田町	348
19	仲手原一丁目	1,675
20	仲手原二丁目	1,959
21	高田西一丁目	1,122
22	高田西二丁目	782
23	高田西三丁目	764
24	高田西四丁目	988
25	新吉田東六丁目	1,954
26	新吉田東七丁目	650
	合 計	54,993